

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定に基づき、災害に対する基本方針を定め、防災に関する体制を確立し、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に万全を図るとともに、総合的な地域防災力を高め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

この計画は、各種災害への対応について、基本的な考え方を示すものであり、この計画の実施にあたっては、防災関係機関、関係団体等と密接に連携するとともに、別にマニュアル等を作成し、更なる具体化と実効性の向上を図るものとする。

なお、この計画の推進に当たっては、次の事項を基本とし対応する。

- 1 自主防災体制の確立を図ること。
- 2 防災関係機関、部署相互の連携、協力体制の強化を進めること。
- 3 男女共同参画等多様な視点からの防災体制の確立を図ること。
- 4 各種災害対策を推進すること。
- 5 関係法令を遵守すること。

第3節 主な防災関係機関の責務と事務又は業務

本市の地域防災に関して各機関の責務と、処理すべき事務又は業務はおおむね次のとおりである。

1 防災関係機関の責務

(1) 水俣市

市は、防災の責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに市の区域内の公共的団体等の防災に関する知識及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努める。

(2) 熊本県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

2 処置すべき事務または業務

(1) 水俣市

機 関 名	事 務 又 は 業 務
水俣市	1 水俣市防災会議及び水俣市災害対策本部会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備及び防災訓練の実施 3 防災に関する施設及び資機材等の備蓄整備、点検 4 警報の伝達並びに高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保の発令 5 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 6 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 7 消防、水防その他の応急措置 8 被災者に対する救助及び救護措置 9 災害時における保健衛生、文教、交通等の対策緊急輸送車両等の確保 10 防災知識の普及と市内の公共的団体及び自主防災組織の育成指導 11 その他市の所掌事務についての防災対策 12 隣接市町村及び防災関係機関との相互応援協力

(2) 熊本県

機 関 名	事 務 又 は 業 務
熊本県（熊本県県南広域本部芦北地域振興局）	1 熊本県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急措置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、交通等の対策 7 その他県の所掌事務についての防災対策 8 市町村災害事務又は業務の実施についての援助及び調整
熊本県水俣港湾管理事務所	1 災害時における船舶避難対策 2 海難救援及び港湾海岸災害対策

(3) 消防

機 関 名	事 務 又 は 業 務
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	1 災害に対する予防活動 2 危険物等施設の実態把握及び指導監督 3 消防機材の充実及び訓練の実施 4 火災発生時の消火活動 5 災害時における人命救助活動 6 災害時における危険物の除去等の災害防止策

(4) 警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
熊本県警察水俣警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集 2 被災者の救出及び避難誘導 3 行方不明者の調査又は死体の検視（見分） 4 交通規制 5 公共の安全と秩序の維持

(5) 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第8師団（西部方面特科連隊第1大隊）	天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報収集・伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水、入浴支援等）

(6) 指定地方行政機関（内閣総理大臣が指定する国の機関）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
農林水産省九州農政局	1 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成 2 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 3 応急用食料の調達・供給対策 4 主要食糧の安定供給対策
農林水産省林野庁九州森林管理局（熊本南部森林管理署水俣森林事務所）	1 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理 2 災害応急用材の需要対策
国土交通省九州地方整備局（熊本河川国道事務所八代維持出張所）	1 直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること。 2 直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること。 3 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。 4 大規模災害時の応援に関する協定書に基づく緊急対応の実施
国土交通省九州地方整備局（八代河川国道事務所）	
国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部（熊本海上保安部八代海上保安署）	災害時の海上における人命・財産の救助、その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備
国土交通省気象庁福岡管区気象台（熊本地方気象台）	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 防災対策に関する技術的な支援・助言 4 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
厚生労働省熊本労働局（ハローワーク水俣）	災害時における労務供給対策

(7) 指定公共機関（内閣総理大臣指定）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社（水俣郵便局）	1 災害時における郵便業務の確保 2 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び被災者に対する融資に関すること。 3 被災者の救護を目的とする寄付金の送付のための郵便為替の料金免除に関すること。 4 「災害時における水俣市内郵便局、水俣市間の相互協力に関する覚書」に係ること。
西日本電信電話株式会社（熊本支店）	1 電信電話施設の保全対策
株式会社NTTドコモ（水俣店）	2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達
日本赤十字社（熊本県支部水俣市地区）	1 災害救援等の奉仕者の連絡調整 2 義援金品、救援物資の募集配分 3 応急食糧炊き出し 4 災害情報の収集及び連絡通信
日本放送協会（熊本放送局水俣支局）	気象予警報、災害情報等の災害広報対策
九州電力送配電株式会社（熊本支社八代配電事業所）	1 電力施設の保全保安対策 2 災害時における電力供給確保
九州旅客鉄道株式会社（新水俣駅）	1 鉄道施設の防災対策 2 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送

(8) 指定地方公共機関（熊本県知事指定）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
肥薩おれんじ鉄道株式会社	1 鉄道施設の防災対策 2 災害時における人員及び救助物資の緊急輸送
放送報道関係機関（株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社、株式会社エフエム熊本）	気象予警報、災害情報等の災害広報対策
自動車運送機関（公益社団法人熊本県トラック協会、一般社団法人熊本県バス協会、一般社団法人熊本県タクシー協会）	災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
一般社団法人熊本県LPガス協会	1 ガス供給施設の保全、保安対策 2 災害時におけるガス供給確保

機 関 名	事 務 又 は 業 務
公益社団法人熊本県医師会	災害時における医療、助産等の救護
一般社団法人熊本県歯科医師会	災害時における歯科医療等の救護
公益社団法人熊本県看護協会	災害時における医療、助産等の救護
公益社団法人熊本県薬剤師会	災害時における薬剤師活動や医薬品供給
一般社団法人熊本県建設業協会	災害時における応急対策

(9) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

区分	機 関 名	事 務 又 は 業 務
金融	市内金融機関（肥後銀行、熊本銀行、J Aあしかた、九州労働金庫、日本郵便株式会社）の水俣支店及び各郵便局	被災事業者等に対する資金融資その他の緊急措置
医療	病院等の管理者又は経営者（公益社団法人水俣市芦北郡医師会、公益社団法人熊本県看護協会水俣支部、公益社団法人熊本県薬剤師会水俣支部、各病院、各歯科医院）	1 救護施設の整備及び避難訓練並びに被災時における収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療、歯科医療、助産等の救護 3 災害時における薬剤や医薬品の供給
福祉	社会福祉法人水俣市社会福祉協議会及び各社会福祉施設	1 避難施設の整備、避難等の訓練 2 被災時における収容者保護
放送報道	市内の新聞各社の支局及び通信部（株式会社熊本日日新聞社、株式会社毎日新聞社西部本社、株式会社朝日新聞社西部本社、株式会社読売新聞社西部本社、株式会社西日本新聞社熊本総局）	1 災害応急対策等の情報の周知徹底対策 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報
情報	株式会社ウェザーニューズ	防災気象情報の提供
建設 土木	水俣市建設業協会及び市内建設・土木・建築等事務所	1 土木建設工事に関する災害応急及び災害復旧対策についての協力 2 災害救助用及び復旧用工作機器の確保についての協力 3 「災害時における応援に関する協定書」（水俣市建設業協会）に係ること。

区分	機 関 名	事 務 又 は 業 務
輸送	市内の自動車・船舶運送機関（産交バス株式会社水俣営業所、有限会社水俣観光バス、南国交通株式会社水俣車庫、南九州センコー株式会社、合資会社君島タクシー、有限会社大洋タクシー、有限会社水俣タクシー、未来交通タクシー、有限会社獅子島汽船）	災害時における自動車及び船舶による人員及び救助物資等の輸送確保
農林 水産	市内の農林水産機関（JAあしきた水俣基幹支所、水俣市漁業協同組合、水俣芦北森林組合）	1 農林・水産関係の被害調査又は協力 2 農作物、林産物、水産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林漁業者に対する融資若しくは斡旋、又は飼料、肥料等の確保若しくは斡旋に関すること。
ガス	市内のガス会社（アトモスリテイリング株式会社九州カンパニー水俣店、クロックス株式会社、昭和ガス株式会社、有限会社前田プロパン商会、株式会社 Misumi ミスミガス水俣店、水俣ガス有限会社、水俣市漁業協同組合、有限会社宮本ガス商会）	1 プロパンガスの防災管理 2 災害時におけるプロパンガスの供給
小売 物販	市内のコンビニエンスストア（株式会社セブンイレブンジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート株式会社セブン&アイ・ホールディングス）	防災に係る食品・飲料水、乾電池等の物品販売及び災害時における帰宅困難者等への応急対策
商業	水俣商工会議所	1 商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力又は斡旋
製造	JNC株式会社水俣製造所	工場における災害予防及び災害時応急対策

第4節 市民及び事業所の責務

市民及び事業所は、本計画及び災害対策基本法第7条に基づき、災害発生の未然防止、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与するとともに、市が処理する防災業務について自発的に協力するものとする。

1 市民の責務

基 本 的 責 務
「自らの身の安全は、自ら守る」が防災の基本であり、市民はこの観点に立ち、日頃から自主的に風水害、地震等に備え、自分の命を守る「マイタイムライン」(防災行動計画)を作成し、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動を始めとする、市、消防機関等の行政が行う防災活動と連携協力する必要がある。 また、市民は、風水害等に対しての警戒・避難活動等においては、隣保相互等により、被害を未然に防止(屋根瓦・車庫・看板等の飛散防止、窓の補強、竹木の伐採、家周辺の整理補強等)し、あるいは、最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、市が実施する防災業務については、自主的に参加・協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。

2 事業所の責務

基 本 的 責 務
事業所は、市及び他の行政機関の実施する、防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経営活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなければならない。

第5節 市の地勢と主要災害の記録

1 地勢と気候風土

本市は、九州の西部、熊本県の最南端に位置し、面積163.29km²で北は葦北郡津奈木町、葦北郡芦北町の矢城山(585.9m)、大関山(901.8m)系に、東は球磨郡と国見山(867m)及びそれに連なる山系に、南は矢筈山(687.3m) 鬼嶽山(734.9m)系により鹿児島県出水市、伊佐市と境を接し、西は不知火海に面し、約30kmの海岸線を有し、市域の大部分は山間部で占めている。

市の中央を東西に横断する水俣川は、越小場に源を発し久木野川と宝川内川は市渡瀬付近において水俣川に合流、鬼嶽山及び矢筈山にそれぞれ源を発する支川は、湯出三本松付近で湯出川を構成し、南北に走って水俣川河口上流2km地点で水俣川に合流、川幅100mの水俣川は不知火海に注いでいる。その他の主な河川として、県境を流れる境川、袋地区を貫流する袋川があり、長崎川、初野川、牧ノ内川、多々良川、坂口川等がある。

水俣川河口に広がる平坦地に市街地を形成し、人口が集中している。

本市は南部の湯出川の上流渓谷に湯の鶴温泉を有し、西北部海岸には湯の児温泉があり、それぞれに特色ある温泉街を形成している。

地質は本市の九州山系の西南延長部と南九州の第三紀火山群との複合する地域に当たる九州山系を構成する。基盤石は古生層、中生層即ち珪岩、角岩、石灰岩、輝緑凝灰石、砂岩、硬砂岩、粘板岩よりなり、走向はN60°～80°Eで、Sに60°～80°傾斜する秩父古生層と南西－北東に走る逆断層をもって石灰岩の薄層を伴う礫岩、砂岩、頁岩、互層、珪岩よりなる鳥の巣、白木、筏瀬間の古生層、中生層のサンドイッチ構造とともにいわゆる西南日本外帯の帯状構造をなして北東－南西に伸びている。この古生層、中生層とともに葦北郡津奈木町平国より湯浦大野を結ぶ南縁には第三紀層を角閃岩、安山岩類及び輝岩安山岩類が広範囲に被覆している。本地域の火山として認められるものに西より矢筈、鬼嶽、大関の諸山があるがほとんど開析されて矢筈岳では、頂上付近まで含紫蘇輝石普通輝石安山岩及び両輝石安山岩の集塊岩が露出し、山頂は緻密な含橄欖石紫蘇輝石普通輝石安山岩の火山岩類が分布し、また鬼嶽の西南斜面においては、基盤岩(砂岩)が頂上近くまで露出し、山頂は乳房状に含橄欖石紫蘇輝石普通輝石安山岩の緻密な岩塊が火山岩系をなしている。大関山は、前期二山に比較してやや開析度が低く、山頂部は含橄欖石紫蘇輝石普通輝石安山岩が広がり有している。

気候は温暖で、気温、降雨量は資料編P1(1過去の雨量の記録、2過去の気温の記録)記載のとおりである。

初霜は、12月中旬に、終霜は、4月上旬に観測している。

また、降雪日数は年間最高7日を記録している。

(付 記) 水俣市の位置

北緯 32度12分42.7秒

東経 130度24分31.5秒

2 災害記録

本市では、平成15年7月の九州豪雨（熊本県南集中豪雨）において、宝川内集地区及び深川新屋敷地区で発生した土石流災害により、19名が死亡、7名が負傷し、市内に甚大な被害をもたらした。詳細は、附録「平成15年7月に発生した水俣土石流災害の記録」のとおりである。

近年は、高温、大雨等による異常気象により、平成29年7月の九州北部豪雨、平成30年7月の西日本豪雨、令和元年8月の九州北部豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨など、過去に経験したことのない規模の災害が毎年のように発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。

幸いにも、平成15年以降、死者を伴う人的被害は起きていない。

主な災害の発生状況は、資料編P2～14（3主な気象災害発生状況、4主な火災発生状況）記載のとおりである。